

令和2年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和3年2月26日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和2年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年2月26日（金） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和3年2月16日

5 通知した議題

- 第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）
- 第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）・するめいか）
の令和3管理年度における知事管理漁獲量の公表について（知事諮問）
- 第3号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起
業の認可を申請すべき期間について（県外入漁許可に係るもの）（知事諮問）
- 第4号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更
新）

その他（報告事項）

- 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について
- 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について
- 報告事項3 付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変
更について

6 出席者

（委員：11名）

森友 信、小田 貞利、松野 利夫、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、渡邊 英雄、
西原 清、古城 隆夫、大谷 誠、松浦 栄一郎

（県及び事務局）

農林水産部	理事	岩井 浩昭
水産振興課	課長	中村 圭吾
生産振興班	主査	内田 喜隆
漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	勢登 章司
	主任	伊藤 憲彦
下関水産振興局 水産課水産班	主査	魚津 勝
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主任	久村 悠貴

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）
原案どおり適当である旨答申することとした。

第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）・するめいか）
の令和3管理年度における知事管理漁獲量の公表について（知事諮問）
原案どおり適当である旨答申することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起
業の認可を申請すべき期間について（県外入漁許可に係るもの）（知事諮問）
原案どおり適当である旨答申することとした。

第4号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更
新）
原案どおり委員会指示を更新することとした。

その他（報告事項）

報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について
事務局より報告した。

報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について
事務局より報告した。

報告事項3 付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変
更について
水産振興課より報告があった。

9 審議の概要

澁谷事務局長 ただ今から令和2年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を
開催します。本日は委員定員15名に対して、11名の委員さんのご出席
をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づき、本
委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたり
まして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 皆さん、こんにちは。委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し
上げます。

先日の第5回の委員会に引継ぎ、本日もご足労いただきありがとうございます。
ございます。

本日の議題は、資源管理の関係や県外入漁・県内漁業者への新規許可の公示、委員会指示の更新となっています。

委員の皆様には、慎重なご審議の方お願いしまして、簡単ではありませんけれども、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお祈いします。

澁谷事務局長 ありがとうございます。続きまして、農林水産部岩井理事からご挨拶申し上げます。

岩井理事 皆様、大変お世話になります。漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、第21期委員として、平成28年8月から約4年間の任期中、数多くの議題について御審議いただき、特に今年度は、主に改正漁業法の施行に伴う重要な議題について、活発に御審議いただきました。おかげをもちまして、円滑に漁業調整が図られ、また、懸案でありました法改正に係る当面の対応について一区切りを迎えることができました。これまでの委員の皆様のお尽力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、水産業は厳しい状況が目立っていますが、私は、水産業はまだまだ十分伸びしろがある産業であると確信しています。

こうした中、この4月からは新たに第22期の委員会が始まることとなります。委員の皆様の中には、3月末で退かれる方もおられると思いますが、引き続き地元におきまして、また新たな委員会におきましても、本県水産業の成長産業化に向けて、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

本日は、資源管理関係と漁業許可関係について、合計4つの議案の上程と、3つの報告を行うこととしていますので、活発な御審議をお願いいたします。

終わりに、委員の皆様方の更なる御健勝、御活躍を御祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。4年間大変にありがとうございました。また今後ともどうぞよろしくお祈いいたします。

澁谷事務局長 それでは委員会の議事進行につきまして、森友会長にお祈いいたします。

森友会長 まず議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、内藤委員と竹本委員にお祈いします。宜しいでしょうか。

両委員 はい。

森友会長 よろしくお祈いいたします。それでは、第1号議案「山口県資源管理

方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

藤濱書記 お手元の資料の1ページをお開きください。令和3年2月16日付けで「山口県資源管理方針の一部改正について」、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容につきましては、水産振興課からお願いいたします。

内田主査 水産振興課生産振興班の内田と申します。よろしくをお願いいたします。

資料の2ページ目をご覧ください。

(以下、資料に沿って説明)

なお、海区の方で承認いただいた後に、大臣承認を受ける必要があるのですが、水産庁の方から字句の修正が入る場合がございます。その場合は簡易な字句の修正になりますので、事務局に一任いただければと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

森友会長 ただいま、説明がありました。委員の皆様、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

(質疑なし)

森友会長 意見がないようなので、第1号議案について、原案のとおり適当である旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 どうもありがとうございます。

全員異議なしと認めます。第1号議案については、原案どおり適当である旨を答申することとします。

次に、第2号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）・するめいか）の令和3管理年度における知事管理漁獲量の公表について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 お手元の資料の24ページをお開きください。令和3年2月16日付けで「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）・するめいか）の令和3管理年度における知事管理漁獲量の公表について」、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容につきましては、水産振興課からお願いいたします。

- 内田主査 引き続き内田の方から説明させていただきます。
(以下、資料に沿って説明)
また、先ほどの 36 ページの文書も水産庁の方で文言の修正が入る可能性がありますので、軽微な修正については、事務局に一任させていただきたいと考えております。
ご審議の程よろしく願いいたします。
- 森友会長 ただいま説明がありましたが、委員の皆様、ご意見はありませんか。
- 小田委員 会長。
- 森友会長 はい。
- 小田委員 以前にもお話ししましたが、海域の魚の、獲れる種類が変わってきているので、今まではこれでしょうがないけれども、今から例えばさわら流せにかかってくるとか、そういう報告が出てきた場合はこれからのことに反映されるのか。
- 内田主査 国の方も 2019 年に内海で獲れたということをもって混獲枠ということで今まで配分されなかったところに配分されている。そういった状況が続きますと、国に対して、関係県からそういったお願いはしていくことになろうかと思えます。
ただ、今、国全体の枠の増枠が国際交渉でも認められない中で、なかなかそこが難しいところではありますけれども、そういった状況が続くようであれば、当然県としても国に対して物申していきたいと考えております。
- 小田委員 すごく変わってきてよる気がする。以前から周南の定置にも入ったことも何年か前にあると思うけど、入る方としては当然考えられないので、獲ってはいけないということだけど、情報は取っておかないといけないと思うので、その辺の取りまとめをある程度事務所なりでまとめていただけたらと思います。
- 内田主査 流せで混獲されれば報告をいただくようお願いしておりますので、それを取りまとめて、それをもって、国に申ししていきたいと考えております。
- 小田委員 まあ、さわら流せに限らずね。

内田主査 はい。

森友会長 他にございませんか。

(質疑なし)

森友会長 他にご意見がないようなので、第2号議案について、原案のとおり適当である旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 全員異議なしと認めます。第2号議案については、原案のとおり適当である旨を答申することとします。

続きまして、第3号議案「山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 はい。お手元の資料39ページをお開きください。令和3年2月16日付けで「山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容につきましては、水産振興課からお願いいたします。

松永主査 水産振興課 松永です。第3号議案については、私の方から説明をさせていただきます。

(以下、資料に沿って説明)

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

森友会長 ただいま、説明が終わりました。ご意見・ご質問はありませんか。

古城委員 はい。

森友会長 どうぞ。

古城委員 推進馬力のところに斜め線が引いてあるが、あれはどういったことか。

勢登主査 小底の分はですね、エンジンの馬力数については調整規則ではなく別のところで縛りがかかっているの、制限措置としては明記はしないけ

れども、別のところで規制がかかっているという考え方です。

森友会長 古城さん、よろしいですか。

古城委員 はい。

森友会長 他にございませんか。

(質疑なし)

森友会長 他にご意見がないようなので、第3号議案について、原案のとおり適当である旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

全員異議なしと認めます。第3号議案については、原案のとおり適当である旨を答申することとします。

続きまして、第4号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 はい。お手元の資料60ページをお開きください。60ページには。第4号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について(委員会指示更新)」という題名でお諮りしております。

(以下、資料に沿って説明)

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

森友会長 ただいま、説明が終わりました。ご意見・ご質問はありませんか。

(質疑なし)

森友会長 他にご意見がないようなので、第4号議案について、原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

森友会長 全員異議なしと認めます。第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

本日の議題は以上です。次に報告事項が3件あります。

報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について」事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 はい。資料 74 ページ、報告事項 1 「全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について」となっているものでございます。
(以下、資料に沿って説明)
以上になります。

森友会長 ただいま、説明が終わりました。ご意見・ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

森友会長 よろしいでしょうか。
それでは次に報告事項 2 「全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 引き続きまして、報告事項 2 は 106 ページからになります。
(以下、資料に沿って説明)
説明は以上になります。

森友会長 ただいま、説明が終わりました。ご意見・ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

森友会長 よろしいでしょうか。
次に報告事項 3 「付帯決議に基づく山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」、水産振興課から報告をお願いします。

内田主査 資料の一番最後、資料 126 ページをご覧ください。
(以下、資料に沿って説明)

森友会長 ただいま、説明が終わりました。ご意見・ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

森友会長 よろしいでしょうか。
報告事項は以上ですが、委員の皆さん、全体を通して何かご意見・ご質問はありませんか。

(質疑なし)

森友会長 それでは、今回が今期最後の委員会になると思いますので、最後に私

の方から一言、第 21 期のまとめをさせていただきたいと思います。

委員の皆さんには、平成 28 年 8 月から 4 年と半月、様々な議題について活発に議論していただきました。特に昨年 12 月に施行された改正漁業法への対応については、皆様にも委員会での議論、そして地元でのご指導にご尽力いただいているところです。

この 4 月からは新体制での委員会が始まるわけですが、円滑な漁場調整、漁業秩序の維持や水産業の発展に向けて、委員会の役割はますます重要になると考えています。

委員の皆さんの中には今期限りの方もおられると思いますが、引き続き本県水産業の発展にご尽力いただくようお願いします。

引き続き残られる委員の皆さんには、新たな制度下における本県水産業の舵取りを一緒に考えていただけたらと思います。

終わりに、山口県漁業者の大漁と航海安全、そして皆様のご健勝を祈念しまして、締め言葉とさせていただきます。

4 年間、どうもありがとうございました。

本日の委員会はこれで終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(14:02 終了)